I. 県と市町の地域づくり連携・協働協議会の仕組み

1 協議会の仕組み

全県会議

総会

- ○全県的な課題について意見交換
- ○連携・協働、役割分担のあり方の 対応策の承認
- ○検討会議等での検討指示

構成:市町長

市長会会長、町村会会長

知事、副知事

危機管理統括監

各部局長等

地域防災総合事務所長·

地域活性化局長

報告

「指示し

調整会議

- ○地域づくりに関する各種協議
- ○検討会議の設置決定、協議内容に 係る意見調整

構成:市町企画担当課長

県各部局主管課長

地域防災総合事務所 · 地域活

性化局担当室長

│ 報告│

」_{指示}[

検討会議

○全県的な課題に関する取組

構成:市町関係課 県関係課等

地域会議

円卓バイ対話

- ○市町固有の具体的課題を議論
- ○課題等の共通認識の醸成と解決を 導くための協議

構成:市町長、知事

円卓トップ・グループ対話

- ○地域共通の課題を議論
- ○地域課題の共通認識の醸成と地域 における連携・協働に向けた協議 構成:関係市町長、知事、地域防災総

合事務所長・地域活性化局長

|____| 課題の 共有

調整会議

- ○地域防災総合事務所・地域活性化局 単位等での地域づくりに関する各 種協議
- ○検討会議の設置決定、協議内容に係 る意見調整

構成:市町関係部課長

地域防災総合事務所長・地域

活性化局長

地域防災総合事務所·地域活

性化局担当室長

| 報告 |

指示

検討会議

○桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊 賀の6地域防災総合事務所、南勢志 摩、紀北、紀南の3地域活性化局に おける地域課題への取組

構成:関係市町関係課、関係地域防災 総合事務所·地域活性化局担当

室、関係県地域機関等

事務局 : 県・市長会・町村会